

令和7年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会
次 第

日 時 令和8年2月12日(木)
午後1時から
会 場 松本市役所 大会議室
(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和7年度事業の取組状況について

(ア) 令和7年度地域包括支援センター活動実績(中間報告)について 資料1

(イ) 総合相談事業の円滑な連携に向けた取組状況について 資料2

(ウ) 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について 資料3

イ 令和8年度事業の変更点について

(ア) 地域包括支援センターの設置者の変更及び介護予防支援・介護予防
ケアマネジメントに係る契約主体の変更について 資料4

(イ) 加算対象業務の追加について 資料5

ウ 地域包括支援センターにおけるケアプランデータ連携システムの導
入について 資料6

(2) 協議事項

ア 令和8年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について 資料7

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料8

4 閉 会

令和7年度 松本市地域包括支援センター活動実績(中間報告)について

1 担当地区及び高齢者人口(65歳以上人口 = 第1号被保険者数)

(R7年4月1日現在)

(単位:人)

		地 区					計	前年度	増減	高齢化率
長野県							645,496	-	-	32.5%
松本市							66,989	67,122	133	28.7%
北部	担当地区	岡田	本郷	四賀						
	高齢者人口	1,988	4,063	1,791		7,842	7,867	25	30.8%	
東部	担当地区	第三	入山辺	里山辺						
	高齢者人口	1,338	847	3,317		5,502	5,544	42	31.0%	
中央	担当地区	第一	第二	東部	中央	白板				
	高齢者人口	435	893	1,079	797	1,732	4,936	4,961	25	32.8%
中央北	担当地区	城北	安原	城東						
	高齢者人口	2,092	1,194	1,119		4,405	4,402	3	28.1%	
中央南	担当地区	庄内	中山							
	高齢者人口	3,498	1,360			4,858	4,802	56	27.6%	
中央西	担当地区	田川	鎌田							
	高齢者人口	1,086	4,263			5,349	5,362	13	22.6%	
南東部	担当地区	寿	寿台	内田	松原					
	高齢者人口	3,615	1,063	709	890	6,277	6,256	21	29.5%	
南部	担当地区	松南	芳川							
	高齢者人口	1,616	3,894			5,510	5,495	15	24.5%	
南西部	担当地区	神林	笹賀	今井						
	高齢者人口	1,496	2,850	1,399		5,745	5,790	45	30.0%	
河西部	担当地区	島内	島立							
	高齢者人口	3,314	2,041			5,355	5,371	16	28.4%	
河西部西	担当地区	新村	和田	梓川						
	高齢者人口	1,105	1,165	3,485		5,755	5,782	27	30.1%	
西部	担当地区	安曇	奈川	波田						
	高齢者人口	591	281	4,583		5,455	5,490	35	32.2%	

2 職員の状況(非常勤含む)

(R7年4月1日現在)

(単位:人)

	保健師 看護師	社会福祉士	主任 ケアマネ	介護支援 専門員	事務職等	計	65歳以上 人口/人	前年度	増減
北部	1	2	2	0	0	5	1,568	5	0
東部	1	1	2	0	0	4	1,376	4	0
中央	1	2	1	0	0	4	1,234	4	0
中央北	1	1	2	0	0	4	1,101	4	0
中央南	2	1	1	0	0	4	1,215	4	0
中央西	1	1	2	0	0	4	1,337	4	0
南東部	1	1	2	0	0	4	1,569	4	0
南部	1	1	2	0	0	4	1,378	4	0
南西部	1	1	2	0	0	4	1,436	4	0
河西部	1	2	1	0	0	4	1,339	4	0
河西部西	2	1	1	0	0	4	1,439	4	0
西部	1	1	2	0	0	4	1,364	4	0
合計	14	15	20	0	0	49	-	49	0

人員体制(介護保険法施行規則第140条の66 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者はおおむね3,000人以上6,000人未満で、従事する職員は3職種を配置し、3職種一人あたりの第1号被保険者数は1,000~2,000人と定められている。)

【中間報告のため、令和7年度実績については、令和7年4月～12月までの実績を記載しています。】

3 総合相談支援

事業目的・・・高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるようにするため、どのような支援が必要なのかを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

相談件数

(単位:件)

	北部	東部	中央	中央北	中央南	中央西	南東部	南部	南西部	河西部	河西部西	西部	基幹	合計	前年比
R5	2,308	2,321	2,063	3,048	3,180	1,894	2,358	2,734	1,679	3,073	2,604	2,423	614	30,299	716
R6	2,598	2,096	2,277	3,771	3,079	2,172	2,831	2,892	2,363	2,855	2,352	2,358	577	32,221	1922
R7	2,090	1,461	1,264	1,871	2,219	1,262	1,818	2,044	1,911	1,832	1,472	1,446	411	21,101	11120

相談内容

(単位:件)

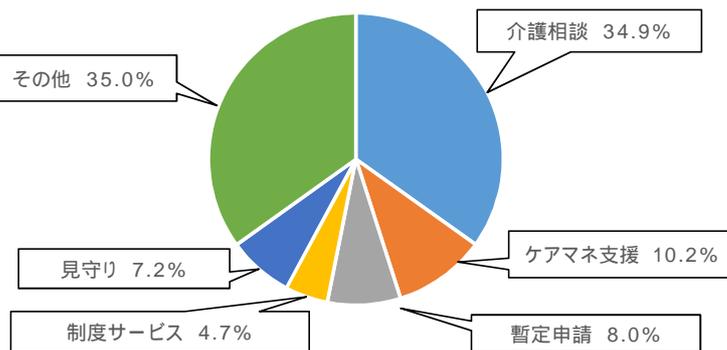
	介護相談	ケアマネ支援	暫定申請	制度サービス	見守り	その他	合計
R5	9,643	4,130	2,481	1,755	2,197	10,093	30,299
R6	10,749	4,370	2,437	1,782	2,429	10,454	32,221
R7	7,373	2,143	1,692	993	1,524	7,376	21,101

その他には、施設入所に関する相談、医療・医療以外との連携、成年後見制度、苦情等を含む。

R7相談内容別割合

【「その他」の内訳】

・施設入所に関する相談	544件
・医療との連携	2,049件
・医療以外との連携	1,905件
・成年後見制度	156件
・高齢者虐待	433件
・苦情	82件
・生活支援体制整備に関する相談	570件
・高齢者以外の相談	362件
・配食サービス	51件
・終活	26件
・その他	1,198件



・介護相談、ケアマネ支援を中心に年間3万件以上の総合相談に対応。

4 権利擁護

事業目的・・・高齢者虐待などの権利侵害に対する支援を図るとともに、成年後見制度等の活用に向けた支援を行う。

権利擁護相談件数の年次推移

(単位:件)

	成年後見等	高齢者虐待	合計	前年比
R5	180	971	1,151	313
R6	205	615	820	331
R7	156	433	589	231

ア 虐待対応会議開催数(延案件数)

コアメンバー会議	13回	(14件)
定例コアメンバー会議	7回	(23件)
対応検討会議	4回	(4件)

イ 成年後見制度会議開催数(延案件数)

内部検討会	8回	(14件)
-------	----	---------

・成年後見制度の周知が徐々にすすみ、身寄りがいない高齢者も増加してきたことから、成年後見制度会議開催数が大幅に増加。

5 認知症関係

事業目的・・・ 認知症になっても自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市を目指し、本人や家族の視点を重視した各事業を推進していく。

認知症サポーター養成講座の開催状況

	開催回数 (回)	受講者数 (人)	受講者の内訳 (回)				講座担当者 (回)		
			企業団体	地域住民	学校関係	その他	包括職員	地域キャパシテイ	包括+地域キャパシ
R5	74	2,938	4	29	41	0	32	20	22
R6	71	3,157	7	17	47	0	31	25	15
R7	58	2,319	23	10	24	1	24	16	18

H20.11からの総数		
-	1,287回	43,845人

(開催回数内訳)

(単位:回)

	北部	東部	中央	中央北	中央南	中央西	南東部	南部	南西部	河西部	河西部西	西部	地域 キャパシ テイ	計	前年比
R5	2	4	2	4	4	10	1	3	5	7	7	6	19	74	5
R6	4	3	5	3	0	12	0	2	3	6	4	4	25	71	3
R7	3	4	3	3	3	6	1	0	7	10	2	1	15	58	

ステップアップ講座の開催状況

	北部	東部	中央	中央北	中央南	中央西	南東部	南部	南西部	河西部	河西部西	西部	開催回数(回)	受講者数(人)
R5	1	0	1	0	0	2	0	1	1	0	2	2	10	151
R6	1	1	1	0	1	1	1	0	2	1	3	0	12	306
R7	0	0	1	0	2	2	0	1	3	0	1	0	10	239

認知症カフェ等の開催箇所数(運営支援状況)

(単位:件)

	北部	東部	中央	中央北	中央南	中央西	南東部	南部	南西部	河西部	河西部西	西部	合計	前年比
R5	3	2	4	2	3	1	0	1	2	0	1	2	21	4
R6	3	2	4	2	3	1	1	1	2	1	2	2	24	3
R7	3	2	4	2	3	1	1	1	2	1	2	2	24	0

認知症初期集中支援チームの対応実績

	対象者数 (人)	訪問延べ数 (件)	チーム員会議 (回)
R5	14	128	10
R6	15	138	10
R7	6	55	7

まつもとミーティング(本人ミーティング)開催支援実績

	開催数 (回)	参加延べ数 (人)
R5	12	268
R6	12	265
R7	9	230

認知症の本人、家族、地区住民、若年性認知症コーディネーター、地域包括支援センター職員、高齢福祉課職員他

・各地域のニーズに合わせて、各種講座、認知症カフェ等の開催を全地域包括支援センターで実施。

6 介護予防ケアマネジメント

事業目的・・・ 要支援1・2、基本チェックリスト該当者に対して介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、訪問型・通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

チェックリスト実施者数

(単位:人)

	北部	東部	中央	中央北	中央南	中央西	南東部	南部	南西部	河西部	河西部西	西部	基幹	合計	増減
R5	9	4	1	1	2	0	2	3	0	4	2	8	0	36	10
R6	5	1	0	1	5	0	6	0	4	4	3	0	0	29	7
R7	3	0	0	1	1	0	4	3	1	2	6	0	0	21	8

(チェックリスト実施者数の内訳)

(単位:人)

	【新規】		【更新者】	【非該当者】	【合計】
	新規	要介護認定から			
R5	22	0	0	14	36
R6	29	0	0	0	29
R7	21	0	0	0	21

【更新者】とは要支援認定を受けていた者が事業対象者へ移行となった者。

ケアプラン作成状況

ア 令和7年度ケアプラン作成数

(単位:件)

	介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント		合計	直接作成	委託作成	委託率(%)
		プランA	プランB				
北部	1,831	860	34	2,725	699	2,034	74.4%
東部	1,828	598	9	2,435	586	1,872	76.2%
中央	1,647	631	0	2,278	305	1,974	86.6%
中央北	1,144	665	0	1,809	131	1,679	92.8%
中央南	1,277	511	0	1,788	563	1,236	68.7%
中央西	1,664	566	0	2,230	464	1,766	79.2%
南東部	2,080	763	0	2,843	630	2,224	77.9%
南部	860	832	0	1,692	47	1,646	97.2%
南西部	1,319	543	0	1,862	227	1,639	87.8%
河西部	1,959	491	0	2,450	510	1,940	79.2%
河西部西	1,512	483	69	2,064	581	1,489	71.9%
西部	1,119	370	113	1,602	277	1,328	82.7%
合計	18,240	7,313	225	25,778	5,020	20,827	80.6%

プラン作成数と直接・委託作成との合計相違は、過誤・返戻分によるもの。

イ ケアプラン作成数の年度推移

(単位:件)

	介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント		合計	増減
		プランA	プランB		
R5	32,176	10,659	453	43,288	1,742
R6	29,049	10,211	356	39,616	3,672
R7	18,240	7,313	225	25,778	13,838

(令和7年4月～12月分)

(参考)介護予防支援の給付実績 (単位:件)

	直接指定の介護予防支援事業所
R5	
R6	4,451
R7	6,607

(令和7年4月～11月分)

・地域包括支援センターのケアプラン作成数は減少しているが、ケアマネジャーのプラン作成に伴う相談・指導も行うため、ケアプランにかかわる負担軽減にはつながっていない。

地区別要支援認定者数及びサービス利用者数

ア 指定介護予防支援

地区別要支援認定者数及び予防給付サービス利用者数(総合事業サービス併用者を含む)

(単位:人)

		要支援認定者数 (R7.11.30現在)						予防給付サービス利用者数 (R7.11月分)				
		要支援1	要支援2	計	R7.3時点	増減	65歳以上に対する割合	利用者数	R7.3時点	増減	利用率 (%)	65歳以上に対する割合
北部	岡田	38	82	120	118	2	6.1%	86	83	3	71.7%	4.3%
	本郷	116	177	293	271	22	7.2%	187	167	20	63.8%	4.6%
	四賀	40	48	88	81	7	4.9%	63	53	10	71.6%	3.5%
東部	第三	25	47	72	81	9	5.3%	54	56	2	75.0%	4.0%
	入山辺	23	36	59	53	6	6.9%	37	33	4	62.7%	4.3%
	里山辺	105	132	237	229	8	7.2%	174	155	19	73.4%	5.3%
中央	第一	15	16	31	30	1	6.9%	21	18	3	67.7%	4.7%
	第二	26	49	75	88	13	8.4%	51	59	8	68.0%	5.7%
	東部	27	48	75	79	4	7.0%	52	55	3	69.3%	4.9%
	中央	14	46	60	59	1	7.5%	45	37	8	75.0%	5.6%
	白板	41	73	114	122	8	6.5%	77	79	2	67.5%	4.4%
中央北	城北	61	93	154	158	4	7.3%	104	89	15	67.5%	4.9%
	安原	29	45	74	67	7	6.2%	54	49	5	73.0%	4.5%
	城東	23	54	77	80	3	6.9%	51	51	0	66.2%	4.6%
中央南	庄内	83	129	212	205	7	6.1%	141	135	6	66.5%	4.0%
	中山	25	45	70	73	3	5.2%	51	47	4	72.9%	3.8%
中央西	田川	40	48	88	94	6	7.9%	66	80	14	75.0%	5.9%
	鎌田	115	165	280	284	4	6.5%	202	200	2	72.1%	4.7%
南東部	寿	86	141	227	231	4	6.2%	161	161	0	70.9%	4.4%
	寿台	39	70	109	102	7	10.5%	76	69	7	69.7%	7.3%
	内田	9	25	34	33	1	4.8%	24	22	2	70.6%	3.4%
	松原	20	23	43	41	2	4.8%	27	22	5	62.8%	3.0%
南部	松南	52	71	123	126	3	7.5%	68	66	2	55.3%	4.2%
	芳川	92	151	243	243	0	6.2%	159	144	15	65.4%	4.1%
南西部	神林	17	52	69	64	5	4.6%	46	38	8	66.7%	3.1%
	笹賀	42	122	164	169	5	5.8%	114	118	4	69.5%	4.0%
	今井	22	51	73	74	1	5.2%	49	50	1	67.1%	3.5%
河西部	島内	79	142	221	217	4	6.6%	173	163	10	78.3%	5.2%
	島立	52	63	115	121	6	5.7%	85	79	6	73.9%	4.2%
河西部西	新村	26	43	69	69	0	6.3%	50	44	6	72.5%	4.5%
	和田	12	38	50	55	5	4.3%	42	42	0	84.0%	3.6%
	梓川	42	113	155	162	7	4.5%	109	111	2	70.3%	3.1%
西部	安曇	9	21	30	26	4	5.2%	20	16	4	66.7%	3.4%
	奈川	1	9	10	16	6	3.6%	10	14	4	100.0%	3.6%
	波田	63	168	231	235	4	5.1%	164	151	13	71.0%	3.6%
合計		1,509	2,636	4,145	4,156	11	6.2%	2,893	2,718	175	69.8%	4.3%

住民票住所を基準にしているため、各センターの実際の介護予防支援数とは一致しません。

イ 介護予防ケアマネジメント

地区別総合事業サービス対象者数及び総合事業サービスのみの利用者数

(単位:人)

		総合事業サービス対象者 (R7.11.30現在)							総合事業サービス利用者数 (R7.11月分)					
		事業対象者	要支援1	要支援2	計	R7.3時点	増減	65歳以上に 対する割合	利用者数	R7.3時点	増減	利用率 (%)	65歳以上に 対する割合	
北部	岡田	3	38	82	123	122	1	6.2%	63	66	3	51.2%	3.2%	
	本郷	9	116	177	302	283	19	7.4%	151	141	10	50.0%	3.7%	
	四賀	17	40	48	105	99	6	5.9%	42	49	7	40.0%	2.3%	
東部	第三	4	25	47	76	85	9	5.6%	35	44	9	46.1%	2.6%	
	入山辺	0	23	36	59	54	5	6.9%	25	24	1	42.4%	2.9%	
	里山辺	6	105	132	243	235	8	7.3%	117	115	2	48.1%	3.5%	
中央	第一	0	15	16	31	31	0	6.9%	15	16	1	48.4%	3.3%	
	第二	4	26	49	79	92	13	8.8%	44	54	10	55.7%	4.9%	
	東部	3	27	48	78	82	4	7.3%	48	51	3	61.5%	4.5%	
	中央	3	14	46	63	62	1	7.8%	29	34	5	46.0%	3.6%	
	白板	5	41	73	119	127	8	6.8%	60	72	12	50.4%	3.4%	
中央北	城北	7	61	93	161	165	4	7.6%	91	95	4	56.5%	4.3%	
	安原	4	29	45	78	72	6	6.5%	41	39	2	52.6%	3.4%	
	城東	3	23	54	80	83	3	7.2%	46	56	10	57.5%	4.1%	
中央南	庄内	16	83	129	228	222	6	6.5%	109	108	1	47.8%	3.1%	
	中山	4	25	45	74	78	4	5.5%	30	30	0	40.5%	2.2%	
中央西	田川	2	40	48	90	98	8	8.1%	40	42	2	44.4%	3.6%	
	鎌田	8	115	165	288	293	5	6.7%	149	148	1	51.7%	3.5%	
南東部	寿	19	86	141	246	248	2	6.7%	115	123	8	46.7%	3.2%	
	寿台	6	39	70	115	109	6	11.1%	64	66	2	55.7%	6.2%	
	内田	0	9	25	34	33	1	4.8%	16	16	0	47.1%	2.3%	
	松原	0	20	23	43	41	2	4.8%	14	14	0	32.6%	1.6%	
南部	松南	3	52	71	126	129	3	7.7%	67	64	3	53.2%	4.1%	
	芳川	9	92	151	252	250	2	6.4%	132	134	2	52.4%	3.4%	
南西部	神林	2	17	52	71	66	5	4.8%	35	29	6	49.3%	2.3%	
	笹賀	14	42	122	178	186	8	6.3%	101	102	1	56.7%	3.6%	
	今井	3	22	51	76	80	4	5.4%	33	31	2	43.4%	2.3%	
河西部	島内	11	79	142	232	228	4	7.0%	119	122	3	51.3%	3.6%	
	島立	4	52	63	119	126	7	5.9%	75	73	2	63.0%	3.7%	
河西部西	新村	2	26	43	71	71	0	6.5%	38	40	2	53.5%	3.5%	
	和田	6	12	38	56	60	4	4.8%	27	31	4	48.2%	2.3%	
	梓川	14	42	113	169	174	5	4.9%	64	76	12	37.9%	1.8%	
西部	安曇	3	9	21	33	29	4	5.7%	12	11	1	36.4%	2.1%	
	奈川	4	1	9	14	20	6	5.0%	8	11	3	57.1%	2.9%	
	波田	17	63	168	248	256	8	5.4%	98	110	12	39.5%	2.2%	
合計		215	1,509	2,636	4,360	4,312	48	6.5%	2,153	2,227	74	49.4%	3.2%	

住民票住所を基準にしているため、各センターの実際の介護予防支援数とは一致しません。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援

事業目的・・・高齢者が地域で安心して自立した生活ができるよう、環境整備とそのケースに合わせた個別ケアマネジメント支援を行うため、介護支援専門員(ケアマネジャー)の学習会を開催を支援し、介護予防、自立支援が実践できるようサポートを行う。

令和7年度 介護支援専門員に対する研修会等の実施状況

ア 全市研修会

介護予防ケアマネジメントについて、介護保険における給付の疑義、認知症の方の在宅生活継続に向けたリハビリテーションの視点、精神疾患を抱える本人・家族へ対応の対応等の勉強会を5回(次回3月3日開催含む)、ケアマネなんでも相談会を2回開催した。また、松本市地域包括ケア多職種研修では、認知症について信州オレンジサミット2025実行委員会と共同で行った。

イ 包括エリア研修会

介護予防ケアマネジメント、災害時の対応や個別避難計画と専門職の連携、認知症の方の支援、消費者被害等多職種連携を地域包括支援センターごとに行い、ケアマネジャーが抱える課題に対して取り組んだ。
この研修会の機会を活用し、利用者にふさわしいインフォーマルサービスや地域独自の資源に活用する仕方、困難ケースへの対応についてケアマネジャーに情報提供することで、高齢者が地域で安心して暮らせるように支援体制を構築している。

8 令和7年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況一覧

地域包括支援センター名	地区	地区支援企画会議	地域ケア会議			自立支援型個別ケア会議		
			実施回数			実施回数		
			地域	個別	計	市主催	包括主催	計
北部	岡田		0	0	0	1	0	1
	本郷		0	0	0	0	1	1
	四賀		1	2	3	0	0	0
東部	第三		0	0	0	0	0	0
	入山辺		0	1	1	1	0	1
	里山辺		0	1	1	0	0	0
中央	第一		0	0	0	0	0	0
	第二		0	0	0	1	0	1
	東部		0	0	0	0	0	0
	中央		0	0	0	0	0	0
	白板		0	0	0	0	0	0
中央北	城北		0	0	0	0	0	0
	城東		0	0	0	1	0	1
	安原		0	1	1	0	1	1
中央南	庄内		0	1	1	0	2	2
	中山		0	0	0	1	0	1
中央西	田川		0	0	0	1	0	1
	鎌田		0	5	5	0	1	1
南東部	寿		0	1	1	1	0	1
	寿台		0	3	3	0	1	1
	内田		0	0	0	0	0	0
	松原		0	0	0	0	0	0
南部	松南		0	0	0	0	1	1
	芳川		0	0	0	1	0	1
南西部	笹賀		0	1	1	0	1	1
	神林		0	0	0	1	0	1
	今井		0	0	0	0	0	0
河西部	島内		0	1	1	1	1	2
	島立		0	1	1	0	0	0
河西部西	新村		0	0	0	0	0	0
	和田		0	0	0	0	1	1
	梓川		0	0	0	1	0	1
西部	安曇		0	0	0	0	0	0
	奈川		0	1	1	0	0	0
	波田		0	0	0	1	1	2
実施合計	地区数	35地区	1地区	12地区	12地区	12地区	10地区	20地区
	回数・人数	-	1回	19回	20回	12回	11回	23回

・令和5年度から、会議主体を地域ケア会議（地域）は地域づくりセンターに、地域ケア会議（個別）は地域包括支援センターに整理して実施。地域づくりセンターは、地域課題を高齢者の日常の支援や関係者との連携の中でも把握し、「地域ケア会議」の名称にこだわらない会議体で開催。

松本市認知症施策推進計画(案)について

1 位置付け及び計画期間

(1) 位置付け

根拠法: 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の「第3編第2章第1節認知症の共生と予防の推進」の構成項目について、一部見直し、当計画として位置付ける。

(2) 計画期間

令和8年4月～令和9年3月末まで（第9期計画の満了期間に合わせた1年間）

2 計画の概要

(1) 現状と課題

認知症施策は、2024年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、人権を重視したアプローチに転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。

本市でも施策を進めてきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題となっています。また、相談窓口の認知度が低いことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等の課題があります。こうした課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

「認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市」を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。

(1) 認知症の人に関する理解の増進

- ・ 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成
- ・ 「新しい認知症観」の普及啓発
- ・ 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信（本人発信支援）

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

- ・ 認知症の人が安心して自分らしく暮らせるようにサポートする
- ・ 心理的バリアフリーの視点を重視
- ・ 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備
- ・ 本人発信の場の確保
- ・ 本人や家族の社会参加機会の確保

(3) 認知症の早期の気付きと対応の支援

- ・ 認知症への「備え」に関する知識の普及
（※）認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。
- ・ 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及
- ・ 相談窓口の体制整備、周知推進

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援
- ・ 意思決定支援の重要性の理解促進
- ・ 認知症の人の権利を守るための取り組みを推進

第二期松本市成年後見制度利用促進基本計画(案)について

1 位置付け及び計画期間

(1) 位置付け

根拠法：成年後見制度の利用の促進に関する法律

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、「地域福祉計画など既存の施策と横断的・有機的連携に配慮した内容とすること」と示されていることから、「第4期松本市地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)」に包含し、第一期松本市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定。今年度、第5期松本市地域福祉計画策定に伴い、第二期松本市成年後見制度利用促進基本計画を策定。

(2) 計画期間

令和8年4月～令和12年3月末まで

2 計画の概要

(1) 現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者やひとり暮らし世帯の増加が見込まれ、成年後見制度の需要はさらに高まることが予想されています。しかし、成年後見制度に関する相談件数や市長申立て件数は一定数にとどまっており、制度についての周知、啓発、制度利用の必要な方を早期発見する地域ネットワークづくりや関係機関の連携体制のさらなる強化が必要と考えられます。

(2) 施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けられるよう、地域でつながるすべての人が支えあい、誰も取り残されない権利擁護支援策の地域共生社会の実現を目指します。

(1)権利擁護支援の推進	・包括的なチームでの相談・支援体制の整備 ・市民への権利擁護の啓発
(2)地域連携ネットワークの機能強化	・「松安筑成年後見ネットワーク協議会」における多層的な地域連携ネットワークの機能強化
(3)成年後見制度の利用促進	・市民や地域の関係機関等に向けた周知、啓発研修会 ・専門職団体や家庭裁判所等の関係機関との連携 ・成年後見制度利用促進専門委員会での専門的事項の審議 ・後見人等候補者の検討から受任マッチングまでの調整 ・成年後見制度相談会の開催 ・成年後見制度の利用にかかる経済的負担の軽減
(4)成年後見制度の担い手の育成・支援	・市民後見人の育成・活躍の支援 ・法人後見の担い手の発掘、育成 ・専門職団体との連携、後見人等からの相談・支援体制の整備

総合相談事業の円滑な連携に向けた取組状況について

1 経過

令和6年度に地域包括支援センター（以下、センターという）へヒアリングを実施する中で、センターへ寄せられた相談を他の支援機関につなげられないため、高齢者以外の相談ケースについてもセンターが継続して抱え続けることになり、業務負担が大きくなっていることが分かった。

令和7年度、総合相談に対応する関係課（以下、関係課という）と円滑な連携に向けて、情報共有・課題解決に向けた意見交換を実施した。

2 総合相談に対応する関係課との情報共有・意見交換会の開催

関係課 実施日	福祉政策課	健康づくり課	障がい福祉課	生活福祉課	西部福祉課
6月25日	○	○	○	○	○
12月13日	○		○		
12月23日	○			○	

3 成果

(1) 現状共有

関係課と、センターの現状を共有できた。合わせて、関係各課の抱える課題を把握し、センターと共有することができた。

(2) 連携して一緒に考える体制の構築

スムーズに連携できない場合には、基幹包括支援センターを通じ、関係課係長と相談を行い、対応について一緒に検討していただくことを確認。

(3) 事例の共有

対応について一緒に検討した好事例や、改善できた事例について、センター・関係課と共有することを確認した。

4 今後について

総合相談対応課の間の情報共有・事例共有を行いながら、今後も課題解決に向けた検討を継続して実施する。

居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について（報告）

令和6年度報酬改定において、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点から、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業者に介護予防支援の指定対象を拡大することが可能となりました。

指定申請のあった居宅介護支援事業者について、下記の通り指定しましたので報告します。

記

1 新規指定事業者

なし

2 既存指定事業所 12事業所

事業所名	地区	指定年月日
相澤居宅介護支援事業所	第二	令和6年7月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会北部居宅介護支援事業所	城東	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所みはらし	中山	令和6年4月1日
居宅介護支援センター歩	鎌田	令和6年4月1日
居宅支援センターふれあい	鎌田	令和6年4月1日
相澤居宅介護支援事業所松本みなみ	寿	令和6年7月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	松南	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所 ケアマネとらじ	笹賀	令和6年4月1日
相澤居宅介護支援事業所にいむら	島立	令和6年7月1日
居宅介護支援事業所サルビア	梓川	令和6年4月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会西部居宅介護支援事業所	波田	令和6年4月1日
うつくしの里居宅介護支援事業所	里山辺	令和7年6月1日

3 介護予防支援給付実績（令和7年12月国保連合会審査分）

(1) 地域包括支援センター 2,021件

(2) 居宅介護支援事業者 887件

4 その他

来年度は介護報酬改定の前年度となります。介護保険事業者の指定にあたっては、国の基準に準じ松本市条例を策定しているため、来年度においては条例改正を行う予定です。

介護予防指定事業者の指定基準は、地域包括支援センターの運営等に関することもあるため、運営協議会にて随時ご意見をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

地域包括支援センターの設置者の変更及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約主体の変更について

1 趣旨

松本市が委託している地域包括支援センター(以下「包括」という)について、設置者が松本市長の包括と委託先の包括運営法人が設置者となっている包括があることから、12包括で取扱いを統一するため、松本市長が設置者となっている包括の設置者を委託先の包括運営法人に変更するもの。

また、業務の実態に合わせ、「指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約書」および「介護予防ケアマネジメントに係る契約書」の契約主体を変更するもの。

2 変更点

(1) 包括の設置者について

ア 設置主体の変更

設置者	変更前	変更後
松本市長	東部包括、南部包括 南東部包括、河西部包括	なし
委託先の包括運営法人	上記以外の8包括	12包括

イ 変更の時期

令和8年4月1日

ウ 変更の理由

12包括の取扱いを揃えるため。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約に係る契約主体の変更

ア 変更内容

変更点	変更前	変更後
契約主体	松本市長	包括運営法人

イ 変更の時期

令和8年4月1日

ウ 変更の理由

業務の実態に合わせるため。

加算対象業務の追加について

1 趣旨

地域包括ケアシステムのシンカ（「切れ目のない在宅医療と介護の連携推進」（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画第3章））に力を入れ、複雑困難化する相談に対応していくために、多職種連携及び地域のケアマネ支援について重点を置いて取り組んでいただくことを目的に、加算対象業務の追加を検討するもの。

2 見直し案

現在 業務名	変更（案） 業務名
個別地域ケア会議	個別地域ケア会議
自立支援型個別ケア会議(センター主催)	自立支援型個別ケア会議(センター主催)
自立支援型個別ケア会議(市主催)	自立支援型個別ケア会議(市主催)
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座
ステップアップ講座	ステップアップ講座
チームオレンジまつもと宣言支援	チームオレンジまつもと宣言支援
チームオレンジまつもと運営支援	チームオレンジまつもと運営支援
まつもとミーティングへの支援	まつもとミーティングへの支援
	多職種連携研修会の開催
	エリアのケアマネ勉強会の開催

3 変更の時期

令和8年4月1日

地域包括支援センターにおけるケアプランデータ連携システムの導入について

1 概要

地域包括支援センターにおけるケアプランデータ連携システム（以下、連携システム）の導入について、現状のご報告をさせていただきます。

2 背景・目的

- (1) 介護職員の業務負担軽減、サービスの質向上等を目的に国が連携システムを開発し、導入普及促進を行っています。
- (2) 連携システムは地域において導入する事業所が多いほど（導入率が高いほど）その効果を発揮することから、市としても事業所に対し、積極的に導入普及促進を呼びかけるとともに、そのための事業を実施しています。
- (3) 中でも地域包括支援センターは、他の事業所との連携対象という意味でも、センター職員様の負担軽減という意味でも重要であるとの認識を持っており、本市としては全12センターにおいて連携システムが導入され、活用されることを目指しております。

3 主な経過

- (1) 9月から順次主要法人様（包括受託法人様）に直接訪問・説明
- (2) 11月から2月まで導入普及促進事業（導入直接サポートなど）の実施
- (3) 1月16日に地域包括支援センター対象の説明会を開催、意見交換実施

4 課題

地域包括支援センターは他の一般の介護事業所と以下の点で異なります。

- (1) 本市から委託し事業を行っていただいている点
- (2) 本市が用意した介護ソフト（WINCARE）及びネットワーク回線を利用いただいている点

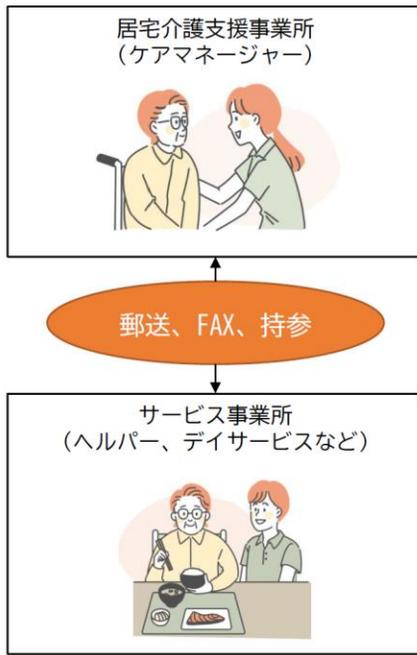
そのため、主に以下の課題があるという認識をもっております。

- (1) 運用面
介護ソフト（WINCARE）における操作手順や現状の事務フローの見直し
- (2) 環境面
（必要に応じて）別途、連携システムを使用するためのインターネット回線及び端末の準備
- (3) 費用面
連携システム使用料（現在は無料）及び回線・端末の費用負担の取扱い

5 今後

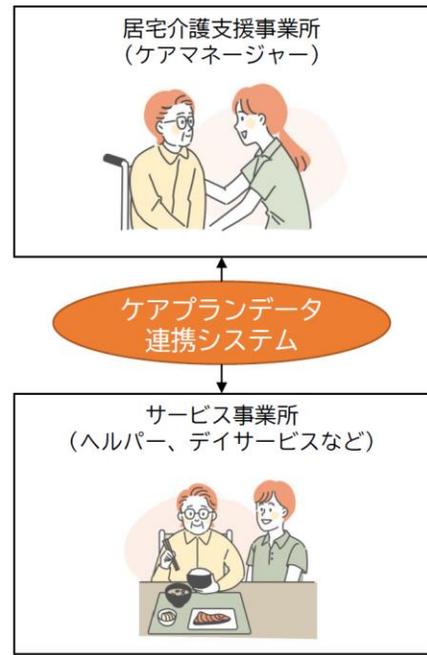
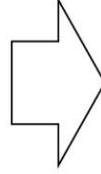
- (1) 上記含む課題について、引き続き、整理、検証及び検討を進めます。
- (2) 状況については、月例のセンター長会等において、適宜共有します。
- (3) 令和8年5月末までを目途に、各課題に対する一定の結論や方向性を決定する予定です。
- (4) 上記のとおり本市においても検証及び検討を進めますが、各法人様においても、連携システムの検証及び検討を進めていただくようお願いしています。

ケアプランデータ連携システム導入による効果



事業所同士が紙ベースで利用者のケアプランをやり取り

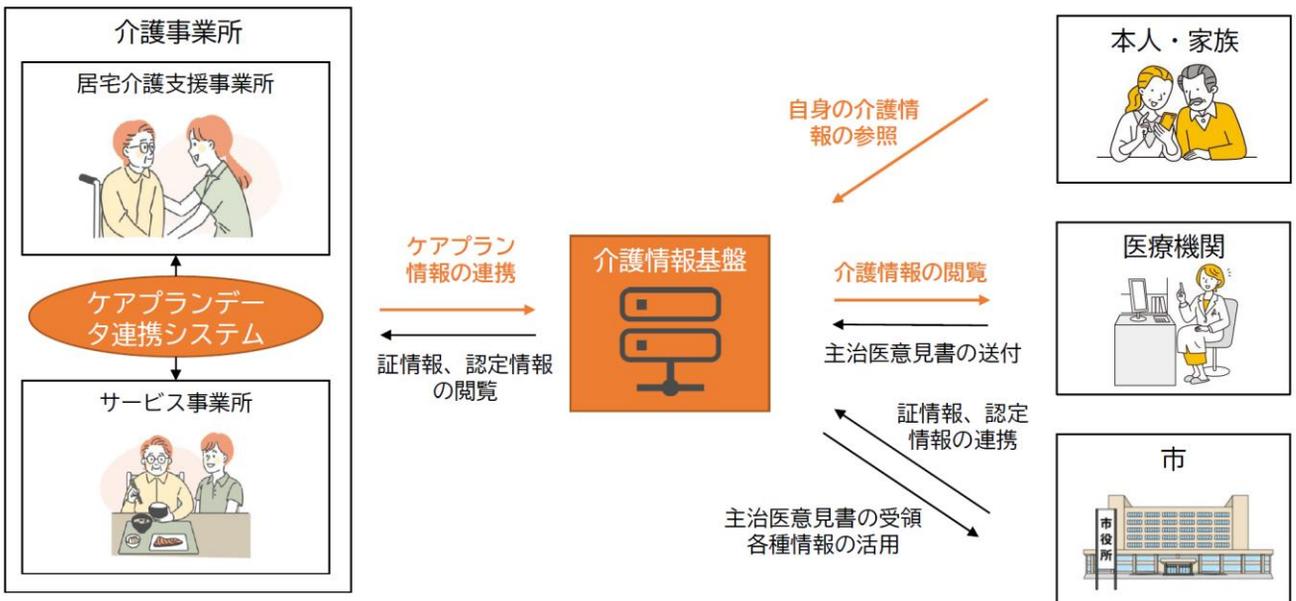
- × 管理システムに転記する手間
- × 転記ミスによる請求返戻
- × 印刷費、郵送費等のコスト
- × 文書管理の手間



事業所同士が電子データで利用者のケアプランをやり取り

- 管理システムに自動転記
- 転記ミスによる請求返戻なし
- 印刷費、郵送費等のコスト削減
- 文書管理の手間削減
- 利用者支援にかかる時間増、ケアの質向上

介護情報基盤における「ケアプランデータ連携システム」の位置づけ



ケアプランデータ連携システムは、介護情報基盤の一部を構成している。
基盤によりデータ連携されたケアプラン情報の活用により、主に以下のメリットが想定されている。

- ✓ 本人・家族
自身の介護情報を確認でき、主体的な介護サービスの選択等につながる。
- ✓ 医療機関
ケアプラン情報の活用により、利用者の生活に関する情報や医学的管理の情報の把握が可能となる。
- ✓ 介護事業所
利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する介護サービスの質の向上が期待できる。

(協議事項)

令和8年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）

1 地域包括ケアシステムの推進方針

高齢者等が住み慣れた地域で、自分の意思が尊重され、希望をもって自分らしく、自立した生活を安心して続けられる地域共生社会の実現を目指し、医療と介護、介護・フレイル予防、生活支援サービスが包括的に提供できるよう、関係機関との連携や地域住民の参画と協働により取り組みます。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、身近な窓口として、地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら、関係機関と連携して相談に対応し、状況に応じ重層的支援体制整備事業へつなげます。

イ 高齢者以外の事例について相談を受けた場合は、初期相談に応じ、関係機関・専門職等につなげ、多職種連携を図ることで課題解決に取り組みます。相談事例を振り返り、共有することで、相談対応力の向上、連携強化を図ります。

ウ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど、家族介護者の「相談支援のニーズ」に早期に気付ける仕組みづくりに行政および専門職等との連携を通して取組み、家族介護者支援を行います。

(2) 介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの利用の有無に関わらず、趣味や生きがい・役割を持って、地域とつながりながら、身近な通いの場等へ参加することが、介護・フレイル予防につながります。「活動」「参加」の重要性についてリハ職等と連携し、地域住民や、専門職へ繰り返し啓発を行います。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を関係課と連携し、地域づくりの視点をもって進めます。

(3) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

ア 地域での自立した日常生活の継続の視点に立った目標志向型のマネジメントを行い、介護予防プラン等の作成を推進します。

イ 医療と介護の専門職の視点を入れたモニタリングや評価を行い、自立支援・重度化防止を進めます。

ウ 意思決定支援による利用者の選択に基づき、介護保険サービスの利用のみならず、セルフケアや、地区生活支援員との連携による地域の社会資源の活用等も意識して、ケアマネジメントを行います。

(4) 権利擁護の推進

ア 高齢者虐待対応

地区担当職員等の関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見、コアメンバー会議・弁護士連携事業等を活用した早期対応、終結に向けた積極的な支援及び養護者支援に取り組みます。

さらに、養護者に該当しない場合やセルフネグレクト等、高齢者虐待防止法の直接の対象とならない場合も、権利擁護の観点から、必要に応じて高齢者虐待防止法の取扱いに準じ、関係機関と連携し対応します。

地域住民や介護サービス事業所等に対して、虐待の早期発見・防止の周知啓発に努めます。

イ 成年後見制度利用促進

第2期松本市成年後見制度利用促進計画に基づき、一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、中核機関や関係機関と連携し、相談窓口や制度を広く周知することで必要な人が制度につながるよう努めます。

また、制度利用の前後に関わらず、本人の意思を尊重する「意思決定支援」を行い、本人や後見人等を、様々な関係機関とともに多層的なチームとして包括的に支援します。

ウ 消費者被害防止

地域住民や介護支援専門員等に対し、消費者被害の正しい知識・情報を伝え、地域での見守り体制の構築・強化を行います。また、消費者被害を受けていると思われる高齢者等の早期発見に努め、消費生活センター等と連携して対応し、必要に応じて適切な制度につながります。

(5) 認知症施策の推進

ア 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「松本市認知症施策推進計画」を踏まえ、「共生社会」に向けて、地域の実情に応じた取組みを、認知症地域支援推進員を中心に、幅広い世代の地域住民、企業等関係機関と連携して進めます。

イ 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を幅広い年代に行い、認知症の正しい理解を推進します。

ウ 本人や家族の視点を重視し、その人らしい生活を保てるよう地域等と関わる体制（チームオレンジまつもと等）の整備を12の日常生活圏域で進めます。また、まつもとミーティングの周知啓発と開催支援を行います。

エ 認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）等を活用した相談の充実と、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・介護の関係機関や地域の関係者との連携による早期発見・早期対応を目指します。

オ 個別地域ケア会議等を積み重ねることにより、地域住民の認知症に関する理解を深めます。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を切れ目なく提供するために、地域包括支援センター単位の多職種連絡会等や事例検討会、個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議を開催する中で、顔の見える関係性を築き、医療と介護連携の課題を共有し、解決に向けて対話・取組を行います。

入退院連携ルールと多職種連携シートを活用し、スムーズな在宅生活への移行を図ります。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）と「松本市版リビングウィル（事前指示書）」、終活への関心を高めるための継続的な周知を行います。

地域のネットワークや、介護サービス情報公表システムを利用して医療・介護・地域のインフォーマルサービスを把握し、自立支援に向けた取組へ活用します。

(7) 災害・感染症対策等対応の強化

災害・感染症等の様々な場面を想定し、BCP（業務継続計画）の随時見直し、研修及び訓練の実施等を行うことで災害時の対応を明確化し、できる限り速やかに地域包括支援センターの機能が回復できるように備えます。

平時からの在宅医療・介護連携による関係者や地域住民等との顔の見える関係性を、災害発生時に活用し、生活支援に連携して取り組めるよう、つながりを強化します。

- 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
地域づくりに関する各種会議又は地域包括支援センター単位の多職種連絡会や個別地域ケア会議等を通じて、地区生活支援員と連携しながら、医療・介護の専門職や地域社会とのネットワークの強化に努めます。
- 4 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
 - (1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会等を開催し、利用者の自立支援・重度化防止を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。
 - (2) 困難ケースの対応やケアマネジメントに係る介護支援専門員の相談に応じられるよう、職員の資質向上に努めます。
 - (3) ハラスメント対策の重要性について共有します。
- 5 地域ケア会議等の運営方針
 - (1) 個別の事例をもとに「個別地域ケア会議」及び「自立支援型個別ケア会議」を積極的に開催します。これらの会議を通じて、「個別課題の解決」、「介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援」そして「地域の関係機関との継続的なネットワーク構築」に努めます。
 - (2) 個別の事例の積み重ねにより地域課題が把握された場合は、「松本市地域ケア会議運営ガイドライン」に基づき、関係機関と協働して課題解決に向けて取り組みます。
- 6 市との連携方針
定期的で開催する専門職種会等を通じて、地域包括支援センター間や基幹包括支援センターとの情報共有を図り連携を強化するとともに、市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき業務を実施します。
- 7 個人情報の取扱いに係る方針
地域包括支援センターが有する個人情報の業務目的外の使用や、第三者への漏洩が起らないよう、関係法令等を遵守し、情報管理の徹底を図ります。
また、相談時には、利用者等のプライバシーが確保されるよう配慮し、環境整備に努めます。
- 8 公正・中立性確保のための方針
市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業所の紹介等に当たっては、特定の事業所等に不当に偏ることがないように、調整の経緯を記録します。
- 9 住民への周知・啓発の実施方針
地域の身近な高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターだより等の媒体の工夫やデジタルを活用することで、センターの役割や取組み、連絡先等について積極的な周知に努めます。

(協議事項)

介護予防支援業務（地域包括支援センターにおけるプラン作成業務）の居宅介護支援事業所への一部委託について

1 趣旨

標記業務の委託先の選定について、松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項及び厚生労働省老健局 平成30年5月10日発「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、運営協議会の承認をお願いするものです。

2 委託先について

令和7年7月7日に開催しました、令和7年度第1回運営協議会以降に、下記の事業者から受託の申し出がありました。

この事業者は次の委託要件を備えていることから委託するものです。

- (1) 中立性、公正性が担保され、受託する予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業に係るケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者である。
- (2) 原則、市町村が介護保険法に基づいて指定し、要介護者に対して介護給付のケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者である。

3 委託後の対応について

業務委託の要件を維持し、適正なケアマネジメント業務が行われるよう、地域包括支援センターと各事業者との連携を密にするとともに、研修の受講等の指導を行ってまいります。

4 その他

当業務の委託先については、今後も居宅介護支援事業者の動向により承認をお願いしてまいります。

番号	介護保険事業者番号	居宅介護支援事業所名	所在地
1	2070204611	居宅介護支援事業所ゆうゆう	松本市寿北5丁目14-15
2	2070204645	あんずの木松本居宅介護支援事業所	松本市神林2660-10 フレグランスミムラ203号
3	2070204660	あがたケアサポート	松本市県二丁目4番7号
4	2070204702	たまきケアプランセンター	松本市波田6579
5	2074001419	穂高病院居宅ケアプランふるる	安曇野市穂高4303-1

令和8年度松本市地域包括支援センター運営方針の策定の考え方

「松本市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方について明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

≪R8運営方針策定のテーマ≫

自立支援の再確認(高齢者が支えられるだけでなく、本人の能力を活用し、社会参加・支える役割を果たすことができるように)

地域包括支援センター
の目的

1 地域包括ケアシステムの推進方針

地域包括ケアの推進を図るために重点的に行う業務

2 重点的に行うべき業務方針

項目	R8 運営方針策定にあたっての考え方
(1)きめ細かな総合相談の実施	高齢者のみの相談だけではなく、複雑化・複合化する相談に対応していくために、より一層関係機関、専門職の多職種連携を図ることが必要である。相談事例の共有を重ねることで対応力の向上を図る。
(2)介護予防・重度化防止の推進	高齢者本人が自立に向けて、介護予防・重症化に取り組むことの必要性を理解し、セルフケア能力を高めるために、専門職が支援を行うことを活動の基盤と考える。
(3)介護予防に係るケアマネジメントの実施方針	改めて介護予防ケアマネジメント(自立支援の意味)を再確認することで本人とともに目標を設定し、それに向けてのサービス利用やセルフケアができるよう支援することを目指す。
(4)権利擁護の推進	第二期松本市成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、計画の目標に基づいた周知を行うことで、必要な人が制度につながり、制度の利用前後にかかわらず、意思決定支援を重視する多層的なチームで包括的な支援を行う体制を目指す。
(5)認知症施策の推進	「松本市認知症施策推進計画」を踏まえて、認知症があっても、自分らしく暮らし続けられるまちづくりを地域、医療、介護、企業等と連携しながら推進していく。
(6)在宅医療・介護連携の推進	多職種研修等のあらゆる機会をとらえ、医療・介護関係者の顔の見えるつながりを築き、課題の共有、検討が行いやすい関係を構築する。終活・リビングウィルの周知をすすめることで、安心していきいき生活できるように備える。
(7)災害・感染症対策等の強化	引き続き BCP に基づいた訓練を実施し、BCP の見直しを行っていく。

重点業務を効果的
に行うための手法

- 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- 5 地域ケア会議等の運営方針
- 6 市との連携方針
- 7 個人情報取り扱いに係る方針
- 8 公正・中立性確保のための方針
- 9 住民への周知・啓発の実施方針